

一般社団法人日本分析機器工業会

入会金・会費規程

制定 平成25年4月1日
改正 平成28年5月18日

(主 旨)

第1条 この規程は、定款第7条に基づき、総会の決議により、入会金及び会費に関して定めるものであり、この規程を変更するときも同様とする。

(入会金の額)

第2条 入会金（消費税別）は正会員 30,000 円、賛助会員 50,000 円とし、一時にその全額を納入しなければならない。

(会費の種類)

第3条 会費は、正会員会費及び賛助会員会費とする。

(正会員の会費)

第4条 正会員会費の月額（消費税別）は、次の各号に該当する額の加算額とする。

(1) 正会員一律制 15,000円

(2) 払込済資本金別

1億円未満	0円
1億円以上5億円未満	5,000円
5億円以上10億円未満	10,000円
10億円以上50億円未満	15,000円
50億円以上	20,000円

(3) 分析機器年生産販売額

1億円未満	3,000円
1億円以上5億円未満	5,000円
5億円以上10億円未満	10,000円
10億円以上20億円未満	20,000円
20億円以上50億円未満	30,000円
50億円以上100億円未満	40,000円
100億円以上200億円未満	50,000円
200億円以上	60,000円

(賛助会員の会費)

第5条 賛助会員の会費の月額（消費税別）は、一律30,000円とする。

(細則の制定)

第6条 この規程に定めてない事項並びに入会金及び会費に関する手続的事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

(会費の算定)

第7条 会費の見直しは平成25年度から5年毎に行うこととし、払込済資本金は当該事業年度4月1日現在の金額を用い、分析機器年生産販売額は当該事業年度の前暦年度及び前々暦年度の2年の実績の平均値を用いることとする。

附 則

本規程は平成25年4月1日から施行する

附 則

本規程は平成29年度から施行する。